

令和元年6月28日開催

令和元年度  
燕市農業委員会第3回総会議事録

燕市農業委員会

## 燕市農業委員会第3回総会 議事録

1. 開催日時 令和元年6月28日(金曜日)  
午前9時30分～午前10時28分

2. 開催場所 燕市役所 301会議室

3. 出席委員(27名)

1番 金山 吉夫	11番 早渡 秀夫	21番 江口 保
2番 長谷川治仁	12番 大久保政博	22番 山浦 博
3番 原田國太郎	13番 山上 忠	23番 小川 芳秀
4番 渡邊美代子	14番 中村 幸夫	24番 本井佐登志
5番 佐藤 春夫	16番 伊藤 和夫	25番 佐藤 信一
6番 江辺 耕一	17番 土田 喜七	26番 遠藤 忠夫
7番 川本 敏夫	18番 本田 繁	27番 三浦 哲郎
8番 笠原 久幸	19番 荻原 一郎	28番 澤口 義明
9番 廣野 和夫		29番 和田 正春
10番 山田 直子		

4. 欠席委員(2名)

欠席 2名 15番 伊藤 均、20番 霜鳥良一  
欠員 0名

5. 会議日程

- (1) 開会
- (2) 議事録署名委員の選任
- (3) 会長報告

報告第9号 農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)の報告  
報告第10号 農地転用事実確認願いについて  
報告第11号 農地の転用事実に関する照会について  
報告第12号 農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)の取下げ  
願いについて

報告第 13 号 農地法第 3 条の取下げ願いについて

(4) 議事

- 議案第 14 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 15 号 農地転用事業計画変更承認申請について
- 議案第 16 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 議案第 17 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 議案第 18 号 農用地利用集積計画（案）の決定について
- 議案第 19 号 下限面積（別段の面積）の設定について
- 議案第 20 号 農地パトロール実施要領（案）の決定について

(5) 閉会

6. 出席した事務局職員

局長 志田 晃、次長 加藤幸夫、副参事 広瀬美佳子、主事 塚田真之

7. 総会議長

本井 佐登志 （会長）

8. 議事録署名委員

25 番 佐藤信一      26 番 遠藤忠夫

9. 会議の概要

以下のとおり

議 長	<p>本日の総会の欠席委員は、議席番号 15 伊藤均委員、番号 20 霜鳥良一委員より欠席の連絡がありましたので、報告致します。</p> <p>各委員は、総会に欠席する場合は、必ず事務局に報告くださるようお願い致します。</p> <p>なお、審議におきまして、発言をする場合には、必ず議長の許可を得てから議席番号を告げ、発言するようお願いいたします。議事が閉会した後の協議事項等においては議席番号を告げる必要はありませんので、ご了承願います。</p>
議 長	<p>総会は、現に在任する委員の過半数の出席により成立します。只今の出席委員は 27 名であります。よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、総会が成立している事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今より、燕市農業委員会第 3 回総会を開会致します。</p> <p>それでは、日程 2 の議事録署名委員の選任についてであります。</p> <p>議長の指名に一任願えますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議 長	<p>それでは、議長として次の 2 名を指名致します。</p> <p>議席番号 25 佐藤信一 委員及び</p> <p>議席番号 26 遠藤忠夫 委員にお願いします。</p>
議 長 議 長	<p>次に、日程 3 の会長報告についてであります。</p> <p>最初に、追加の報告がありますので、議事の都合上、ほかの報告に先がけて、会長報告第 12 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知（合意解約）の取下げ願について」、及び会長報告第 13 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の取下げ願について」を、事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、別紙で配布いたしました「追加報告」会長報告第 12 号、「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知（合意解約）の取下げ願について」、及び会長報告第 13 号、「農地法第 3 条の取下げ願について」を説明いたします。</p> <p>本件は、会長報告第 9 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知（合意解約）」で、受付番号 20 番で報告されている合意解約通知、併せて議案第 14 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」受付番号 9 番で申請されている案件の取下げ願であります。</p> <p>取下げの経緯としては、申請人の都合により、合意解約通知及び農地法第 3 条の規定による許可申請の取下げ書が 6 月 26 日付けで提出されたところであります。</p>

	説明は以上です。
議長	追加報告第 12 号及び第 13 号の「取下げ願」について、事務局の説明のとおりであります。質問はありませんか。 (質疑なし)
議長	質問が無いようですので、会長報告第 9 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知（合意解約）」受付番号 20 番、及び議案第 14 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」受付番号 9 番については、議案から削除することといたします。
議長	他にご意見も無いようですので、議事を進めます。 それでは、会長報告第 9 号から第 11 号を事務局に一括して報告を求めます。
事務局	会長報告第 9 号、「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知（合意解約）」の報告であります。 なお、受付番号 20 番につきましては、会長報告第 12 号で「取下げ」の報告をしておりますので、除いて報告します。 受付番号 17 番 牧ヶ花字十二浦の田、1 筆、面積 392 m <sup>2</sup> 、贈与に伴う小作権の解約であります。 受付番号 18 番 牧ヶ花字上川原の田、他計 3 筆、面積 823 m <sup>2</sup> 、贈与に伴う小作権の解約であります。 受付番号 19 番 国上字居下の田、1 筆、面積 529 m <sup>2</sup> 、贈与に伴う利用権の解約であります。 (受付番号 20 番削除) 受付番号 21 番 溝村新田字早通の田、他計 2 筆、面積 6,000 m <sup>2</sup> 、基盤強化法売買に伴う利用権の解約であります。 続いて農協転貸の解約であります。 受付番号 22 番 牧ヶ花字早稲田の田、計 2 筆、面積 6,000 m <sup>2</sup> 、贈与に伴う利用権の解約であります。 受付番号 23 番 牧ヶ花字一番割の田、計 2 筆、面積 6,000 m <sup>2</sup> 、贈与に伴う利用権の解約であります。 受付番号 24 番 牧ヶ花字早稲田の田、1 筆、面積 410 m <sup>2</sup> 、贈与に伴う利用権の解約であります。
事務局	続きまして、会長報告第 10 号、「農地転用事実確認願いについて」であります。 受付番号 5 番 水道町二丁目の田、1 筆、面積 198 m <sup>2</sup> 、転用目的は住

事務局	<p>宅、現況地目は宅地、証明番号年月日は、証第3号、令和元年5月20日であります。</p> <p>受付番号6番 桜町字居掛の畑、計3筆、面積273㎡、転用目的は住宅、現況地目は宅地、証明番号年月日は、証第4号、令和元年5月15日であります。</p> <p>続きまして、会長報告第11号、「農地の転用事実に関する照会について」であります。</p> <p>受付番号3番 吉田西太田字札木の畑、1筆、面積99㎡、現況は非農地、宅地、転用許可等の有無とその内容は、有り、昭和53年12月21日、農地法第4条、農業用作業所。原状回復命令の有無は無し、用途地域内であります。</p> <p>受付番号4番 分水新町三丁目の田、計2筆、面積311㎡、現況は非農地、宅地、転用許可等の有無とその内容は、有り、昭和51年7月23日、農地法第5条、住宅。原状回復命令の有無は無し、用途地域内であります。</p> <p>受付番号5番 吉田法花堂字新田前の田、計2筆、面積2,053㎡、現況は非農地、宅地、転用許可等の有無とその内容は、有り、平成17年8月18日、農地法第4条、店舗。原状回復命令の有無は無し、用途地域内であります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局の報告が終わりましたので、質問を受けたいと思います。質問等ありましたらお願い致します。</p>
議長	<p>ご質問が無いようですので、日程4の議事に入ります。</p> <p>議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請について」であります。なお、受付番号9番につきましては、会長報告第13号で「取下げ」の報告をしておりますので、除いて説明します。</p> <p>受付番号4番 牧ヶ花字下川原の畑、計3筆、面積471㎡、契約内容は贈与、位置図は、議案資料1頁をご覧ください。</p> <p>受付番号5番 国上字居下の田、1筆、529㎡、契約内容は贈与、位置図は、同じく議案資料1頁をご覧ください。</p> <p>受付番号6番 粟生津字川原の畑、1筆、面積373㎡、契約内容は贈与、位置図は、議案資料2頁をご覧ください。</p> <p>受付番号7番 柚木字寺郷屋の畑、他計2筆、49㎡、契約内容は売</p>

	<p>買、10a 当り〇円。位置図は、同じく議案資料 2 頁をご覧ください。</p> <p>受付番号 8 番 牧ヶ花字大苗代の畑、1 筆、面積 334 m<sup>2</sup>、契約内容は贈与、位置図は、議案資料 3 頁をご覧ください。</p> <p>(受付番号 9 番削除)</p> <p>受付番号 10 番 牧ヶ花字十二浦の田、1 筆、面積 392 m<sup>2</sup>、契約内容は贈与、位置図は同じく 3 頁になります。</p> <p>受付番号 11 番 牧ヶ花村新田字一番割の田、他計 4 筆、1,233 m<sup>2</sup>、契約内容は贈与、同じく 3 頁になります。</p> <p>受付番号 12 番 水道町四丁目の田、1 筆、面積 212 m<sup>2</sup>、契約内容は売買、10a 当り〇円。位置図は、議案資料 4 頁をご覧ください。</p> <p>受付番号 13 番 道金字屋敷付の田、1 筆、224 m<sup>2</sup>、契約内容は売買、10a 当り〇円、位置図は、同じく 4 頁になります。</p> <p>以上、これらの案件は、地域調和等、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると判断されます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、去る 6 月 21 日、第 2 事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より、審査結果内容の報告をお願いいたします。</p>
土田委員長	<p>6 月 21 日、委員 1 名の欠席により、13 名で審査をしました。審査の結果、贈与 6 件、売買 3 件、異議がなかったことを報告いたします。</p>
議 長	<p>ただいま、土田委員長より、審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり許可とすることで、異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり許可とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第 15 号「農地転用事業計画変更承認申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 15 号「農地転用事業計画変更承認申請について」であります。</p> <p>受付番号 4 番 道金字中曾根の田、計 3 筆、面積 2,022 m<sup>2</sup>、当初計画者から承継者に名義変更されるとともに、転用目的は工場から資材置場、駐車場 (14 台) に変更されるもの</p>

	<p>であります。位置図は、議案資料5～6頁をご覧ください。当初計画者は、隣接する本社敷地内での対応が可能となったため事業の必要性が無くなり、駐車場の確保などに困窮していた承継者が、改めて資材置場、駐車場用地として取得するものであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、去る6月21日、第2事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
土田委員長	<p>審査の結果、「農地転用事業計画変更承認申請」1件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、土田委員長より、審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>他に無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり承認とする事で、異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり承認とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に議案第16号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第16号「農地法第4条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号5番 白山町三丁目の田、1筆、面積248㎡、転用目的は車庫兼物置、及び庭園敷地、完工済みであります。</p> <p>位置図、土地利用計画図は議案資料7～8頁をご覧ください。約40年前より趣味で庭園と管理用の倉庫をつくり、転用許可を得ずに利用していたものであります。</p> <p>申請地は、宅地に囲まれた農地で、第1種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第3種農地であると判断されるところであります。</p> <p>またこの申請に伴い、申請者から「始末書」が提出されておりますので、事前審査委員会で読み上げさせていただきますところであります。</p> <p>受付番号6番 吉田東栄町の畑、計2筆、面積151㎡、転用目的は貸</p>

	<p>駐車場（6台）、完工済みであります。</p> <p>位置図、土地利用計画図は議案資料9～10頁をご覧ください。平成12年に相続した農地について、転用許可を得ずに貸し駐車場として利用していたものであります。</p> <p>申請地は、宅地に囲まれた農地で、第1種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第3種農地であると判断される場所であります。</p> <p>またこの申請においても、申請者から「始末書」が提出されておりますので、事前審査委員会で読み上げさせていただいた場所であります。</p> <p>受付番号7番 水道町四丁目の田、1筆、面積464㎡、転用目的は共同住宅1棟（6戸）、及び駐車場（9台）、令和元年12月31日、完工予定であります。</p> <p>位置図、土地利用計画図は議案資料11～12頁をご覧ください。周辺が宅地化されたため、集合住宅を建築し、経営の安定を図るものであります。</p> <p>申請地は、宅地に囲まれた農地で、第1種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第3種農地であると判断される場所であります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、去る6月21日、第2事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
土田委員長	<p>事務局の説明のとおり、2件の申請について、始末書の読み上げがありました。審査の結果、農地法第4条申請3件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。</p> <p>これより審議をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">（質疑なし）</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり許可とする事で、異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（異議なしの声）</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり許可とする事に決しました。</p>

<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次に議案第 17 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p> <p>議案第 17 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号 17 番 道金字中曽根の田、計 3 筆、面積 2,022 m<sup>2</sup>、転用目的は、資材置場、及び駐車場 (14 台)、契約内容は売買、位置図、土地利用計画図は、議案資料 5～6 頁にお戻りください。</p> <p>先ほど、計画変更承認で説明した申請であります。資材置場が遠方であり、併せて社員の駐車場や重機の置場も不足していたため、本社に隣接している土地を転用するものであります。</p> <p>申請地は、ガス・水道管が埋設されている 4m 以上の幅員がある市道に面し、概ね 500m 以内に小池小学校や小池中学校、歯科医院など 2 つ以上の教育・医療施設があることから、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p> <p>受付番号 18 番 小高字淵田の田、1 筆、面積 325 m<sup>2</sup>、転用目的は住宅、契約内容は使用貸借、令和 2 年 3 月 31 日完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料 13～14 頁をご覧ください。</p> <p>転用許可を得ずに貸駐車場として利用していた土地に、親から土地を借り受け、自用住宅を建築するものであります。</p> <p>申請地は、三方を宅地に囲まれた、宅地の連たん地であることから、営農に支障はなく、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p> <p>またこの申請においても、地権者から「始末書」が提出されておりますので、事前審査委員会で読み上げさせていただきますところであります。</p> <p>受付番号 19 番 松橋字北の畑、1 筆、面積 331 m<sup>2</sup>、転用目的は住宅、契約内容は使用貸借、令和元年 11 月 30 日完工予定であります。位置図、土地利用計画図は、議案資料 15～16 頁をご覧ください。</p> <p>親と同居している譲受人が、農地を借り受け、自用住宅を建築するものであります。</p> <p>申請地は、集落内の宅地に連たんする農地であることから、営農に支障はなく、第 3 種農地であると判断され</p>
-----------------------	---

	<p>るものであります。</p> <p>受付番号 20 番 小牧字脇畑の畑、1 筆、面積 1,694 m<sup>2</sup>、転用目的は建売住宅、契約内容は売買、令和 2 年 6 月 30 日完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料 17～18 頁をご覧ください。建売住宅の建設により事業の拡大を図るものであります。</p> <p>申請地は、スポーツランド燕と堤防道路に挟まれた集落内に点在する農地で、宅地の連たん地であることから、営農への支障もなく、第 3 種農地であると判断される場所であります。</p> <p>受付番号 21 番 小池字前田の畑、1 筆、面積 187 m<sup>2</sup>、転用目的は、駐車場(3 台)及び車庫、契約内容は売買、令和元年 9 月 5 日完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料 19～20 頁をご覧ください。来客用及び、子どもの駐車場が必要となったため、譲受人の宅地に隣接する農地を転用するものであります。</p> <p>申請地は集落に点在する農地で、三方を譲受人の宅地や道路で囲まれていることから、営農に支障は無く、第 3 種農地であると判断されるものであります。</p> <p>受付番号 22 番 南七丁目の畑、1 筆、面積 170 m<sup>2</sup>、転用目的は貸駐車場 (9 台)、契約内容は売買、令和元年 7 月 31 日完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料 21～22 頁をご覧ください。業務の拡張を図るため、貸駐車場を建築し、経営の安定を図るものであります。</p> <p>申請地は市街地に点在する農地で、準工業地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第 3 種農地であると判断される場所であります。</p> <p>受付番号 23 番 水道町四丁目の田、計 2 筆、面積 1,140 m<sup>2</sup>、転用目的は共同住宅 (1 棟 10 戸) 及び駐車場 (18 台)、契約内容は売買、令和元年 12 月 31 日完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料 23～24 頁をご覧ください。集合住宅を建築し、経営の安定を図るものであります。</p> <p>申請地は市街地に点在する農地で、第 1 種低層住居専用地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第 3 種農地であると判断される場所であります。</p> <p>受付番号 24 番 吉田本所字本地の畑、他計 2 筆、面積 1,284 m<sup>2</sup>、転</p>
--	--

	<p>用目的は共同住宅（2棟、14戸）及び駐車場（24台）、契約内容は売買、令和元年12月31日完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料25～26頁をご覧ください。集合住宅を建築し、経営の安定を図るものであります。</p> <p>申請地は市街地に点在する農地で、第1種中高層住居専用地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第3種農地であると判断されるところであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、去る6月21日、第2事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
土田委員長	<p>事務局の説明のとおり、始末書1件の読み上げがありました。審査の結果、農地法第5条の規定による許可申請8件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">（質疑なし）</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり許可とする事で、異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（異議なしの声）</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり許可とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に議案第18号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第18号「農用地利用集積計画（案）の決定について」であります。</p> <p>それでは、所有権移転になります。</p> <p>受付番号3番 溝村新田字早通の田、他計2筆、面積6,000㎡、対価は○円。引渡し時期は令和元年7月31日。位置図、土地利用計画図は、議案資料27頁をご覧ください。</p> <p>譲受人は、以前から申請のあった農地で耕作をしているものであります。</p> <p>受付番号4番 灰方字北の田、計3筆、面積2,799㎡、対価は○円。引渡し時期は令和元年7月31日。位置図、土地利用計画図は、同じく議案資料27頁になります。</p>

	<p>離農に伴い、所有権の移転を行うものであります。 説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、去る6月21日、第2事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
土田委員長	<p>審査の結果、基盤強化促進法による所有権移転2件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p>
	<p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり決定する事で、異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり、農用地利用集積計画については原案のとおり決定する事に決しました。 なお、議案第18号の案件につきましては、7月5日の告示により効力が発生する事になります。</p>
議 長	<p>次に議案第19号「下限面積（別段の面積）の設定について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第19号「下限面積（別段の面積）の設定について」であります。改正農地法では、農業委員会は毎年、営農に必要な下限面積の設定又は修正の必要性について審議することとなっています。このため、今年度の下限面積の設定について以下のとおり提案するものとします。 (議案説明) 説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、去る6月21日、第2事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
土田委員長	<p>審査の結果、「下限面積（別段の面積）の設定」について、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p>
	<p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり決定する事で、異議ありませんか。</p>

	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり決定する事に決しました。
議 長	次に議案第 20 号「農地パトロール実施要領 (案) の決定について」を議題と致します。事務局に一括して説明を求めます。
事務局	議案第 20 号「農地パトロール実施要領 (案) の決定について」であります。 パトロール実施要領につきましては、別紙で「実施要領」を配布しておりますので、こちらの方をご覧ください。 (資料説明) 説明は以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。本件についても、去る 6 月 21 日、第 2 事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
土田委員長	審査会では、今年のパトロールの取組みを中心に説明がありました。審査の結果、「農地パトロール実施要領 (案)」について、異議がなかった事を報告致します。
議 長	只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。
三浦委員	農地パトロールの啓発についてはどうか。農地パトロールのポスターを目立つところに貼ってほしい。
事務局	7 月の広報では遅いため、今年は 6 月 15 日号の広報で取組みを掲載したところです。ポスターにも限りがあるが、掲示について考えていきたい。
議 長	ほかに質問はありませんか。 (質疑なし)
議 長	無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり決定することで、異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり決定とすることに決しました。 以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了致しましたので、燕市農業委員会第 3 回総会を閉会致します。 (終了時刻 午前 10 時 28 分)

本議事録は、燕市農業委員会会議規則第14条の規定によりこれを作成し、この次第に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年6月28日

総 会 議 長

本井 作 登 志

---

議事録署名委員

佐藤 信一

---

議事録署名委員

嘉藤 忠天

---